

CTC総合オープン通信網サービス契約約款

2024年4月1日
中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第 2 章 CTC総合オープン通信網サービスの種類等

- 第 4 条 CTC総合オープン通信網サービスの種類
- 第 5 条 CTC総合オープン通信網サービスの品目等
- 第 6 条 外国における取扱制限

第 3 章 CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等

- 第 7 条 CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等

第 4 章 CTC総合オープン通信網契約

第 1 節 第 1 種CTC総合オープン通信網契約

- 第 8 条 契約の種別
- 第 9 条 契約の単位
- 第 10 条 第 1 種CTC総合オープン通信網契約申込の方法
- 第 11 条 第 1 種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾
- 第 12 条 端末回線の終端
- 第 13 条 端末回線の收容
- 第 14 条 第 1 種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更
- 第 15 条 加入契約回線又は端末回線の移転
- 第 16 条 他社接続回線との接続
- 第 17 条 他社接続回線接続変更
- 第 18 条 第 1 種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断
- 第 19 条 第 1 種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡
- 第 20 条 第 1 種契約者が行う第 1 種総合オープン通信網契約の解除
- 第 21 条 当社が行う第 1 種CTC総合オープン通信網契約の解除
- 第 22 条 その他の契約内容の変更
- 第 23 条 その他の提供条件

第 2 節 第 2 種CTC総合オープン通信網契約

- 第 24 条 第 2 種CTC総合オープン通信網契約申込の方法
- 第 25 条 契約の単位
- 第 26 条 第 2 種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾
- 第 27 条 その他の契約内容の変更
- 第 28 条 当社契約者回線の終端
- 第 29 条 当社契約者回線の收容
- 第 30 条 当社契約者回線の移転
- 第 31 条 その他の提供条件

第5章 付加機能

- 第32条 付加機能の提供
- 第33条 付加機能の利用の一時中断
- 第34条 付加機能の接続休止

第6章 利用中止等

- 第35条 CTC総合オープン通信網サービスの利用中止
- 第36条 CTC総合オープン通信網サービスの利用停止
- 第37条 CTC総合オープン通信網サービスの接続休止

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

- 第38条 通信利用の制限等
- 第39条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

第8章 回線相互接続

- 第40条 回線相互接続

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第41条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第42条 定額利用料の支払義務
- 第43条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

- 第44条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

- 第45条 割増金
- 第46条 延滞利息

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

- 第47条 協定事業者に係る債権の譲受等

第10章 最低利用期間

- 第48条 最低利用期間

第11章 保守

- 第49条 契約者の維持責任
- 第50条 契約者の切分責任
- 第51条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

- 第52条 責任の制限
- 第53条 免責

第13章 雑則

- 第54条 承諾の限界
- 第55条 利用に係る契約者の義務
- 第56条 契約者以外の者の利用に係る義務
- 第57条 契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
- 第58条 契約者からの通知
- 第59条 契約者の氏名等の通知
- 第60条 協定事業者からの通知
- 第60条の2 注意喚起
- 第60条の3 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処
- 第61条 契約者に係る情報の利用
- 第62条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
- 第63条 協定事業者によるCTC総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行
- 第64条 CTC総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第65条 法令に関する規定

- 第66条 閲覧

第14章 附帯サービス

- 第67条 附帯サービス

別記

- 1 CTC総合オープン通信網サービスの提供区間
- 2 削除
- 3 削除
- 4 契約者の地位の継承
- 5 契約者の氏名等の変更
- 6 契約者の禁止行為
- 7 契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 自営電気通信設備の接続
- 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 12 当社の維持責任
- 13 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 15 新聞社等の基準

16 CTC総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

料金表

通則

- 第1 基本利用料
 - 1 第1種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの
 - 2 第2種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの
- 第2 付加機能利用料
- 第3 工事費
- 第4 附帯サービスに関する料金等

料金表別表 削除

別表1 CTC総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりCTC総合オープン通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、CTC総合オープン通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲載する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
特定提携事業者	当社の指定する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。） (注) 「当社の指定する電気通信事業者」はKDDI株式会社とします。
CTC総合オープン通信網	特定提携事業者が、特定提携事業者が定める総合オープン通信網サービス契約約款に基づき、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うために設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
CTC総合オープン通信網サービス	CTC総合オープン通信網を使用して行う電気通信サービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりCTC総合オープン通信網サービスを提供する事業所
サービス取扱所サービス取扱所	CTC総合オープン通信網サービスに関する業務を行う事業所
CTC総合オープン通信網契約	当社からCTC総合オープン通信網サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社とCTC総合オープン通信網契約を締結している者

相互接続点	(1) 特定提携事業者と当社又は特定提携事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき特定提携事業者が特定提携事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 (2) 当社のイーサネットex網サービス契約約款に定めるイーサネットex網サービスに係るアクセス回線に係る電気通信設備とCTC総合オープン通信網との接続点
協定事業者	当社、特定提携事業者株式会社（別に定める場合に限りです。）又は特定提携事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
特定事業者	特定の協定事業者
他社接続回線	相互接続点を介してCTC総合オープン通信網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービス、デジタルデータ伝送サービス、DSLサービス、LAN型通信網サービス、データ伝送サービス、高速IPネットワークサービス、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス又はイーサネット網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
特定他社接続回線	特定事業者に係る他社接続回線であって、当社がその料金を設定するもの
取扱所交換設備	電気通信回線を收容するためにサービス取扱局に設置される交換設備
端末回線	CTC総合オープン通信網契約に基づいて設置される電気通信回線であって、その電気通信回線の終端（加入契約回線と接続するものを除きます。以下「端末回線の終端」といいます。）とその直近のサービス取扱局に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
端局	端末回線を收容するサービス取扱局
加入契約回線	(1) 相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備 (2) 端局を介して端末回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
当社契約者回線	取扱所交換設備とその取扱所交換設備が設置されているサービス取扱局内の当社が指定する場所（以下「当社契約者回線の終端」といいます。）との間に設置される電気通信回線
加入契約回線等	加入契約回線又は当社契約者回線
第1種CTC総合オープン通信網契約	当社から第1種CTC総合オープン通信網サービスの提供を受けるためのCTC総合オープン通信網契約
第1種契約者	当社と第1種CTC総合オープン通信網契約を締結している契約者
第2種CTC総合オープン通信網契約	当社から第2種CTC総合オープン通信網サービスの提供を受けるためのCTC総合オープン通信網契約
第2種契約者	当社と第2種CTC総合オープン通信網契約を締結している契約者
アクセスポイント	総合オープン通信網と当社が別に定める当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
ユーザID	第1種CTC総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が第1種CTC総合オープン通信網契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
パスワード	第1種CTC総合オープン通信網契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該契約者が当社に通知するもの
他社接続通信	相互接続点を介してCTC総合オープン通信網と相互に接続する協

	定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
独自ドメイン名	契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
IPアドレス	インターネットプロトコルバージョン4で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りします。）
IPv6アドレス	インターネットプロトコルバージョン6で定められているアドレス（インターネットで利用可能なものに限りします。）
IPv4／IPv6デュアルスタック機能	取扱所交換設備において、IPv4パケットとIPv6パケットの識別を行い、それぞれのパケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
端末回線等	端末回線及び当社が設置する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限りします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 CTC総合オープン通信網サービスの種類等

(CTC総合オープン通信網サービスの種類)

第4条 CTC総合オープン通信網サービスには、次の種類があります。

第1種CTC総合オープン通信網サービス	次のいずれかの電気通信回線を使用して提供するCTC総合オープン通信網サービスであって、かつそのCTC総合オープン通信網内の通信について通信帯域を確保することができるもの (1) 協定事業者の契約約款等（電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意内容を含みます。以下同じとします。）に規定するLAN型通信網サービス（第2種サービスのものに限り。）、高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス又はイーサネット網サービスに係る他社接続回線 (2) 端末回線
第2種CTC総合オープン通信網サービス	当社契約者回線を使用して行うCTC総合オープン通信網サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの

(CTC総合オープン通信網サービスの品目等)

第5条 CTC総合オープン通信網サービスには、料金表第1（基本利用料）に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

(外国における取扱制限)

第6条 CTC総合オープン通信網サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等

(CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等)

- 第7条 当社のCTC総合オープン通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。
- 2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、CTC総合オープン通信網サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 CTC総合オープン通信網契約

第1節 第1種CTC総合オープン通信網契約

(契約の種別)

第8条 第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1(基本利用料)に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 第1種CTC総合オープン通信網契約

(契約の単位)

第9条 当社は、加入契約回線1回線ごとに1の第1種CTC総合オープン通信網契約を締結します。

この場合において、第1種契約者は、1の第1種CTC総合オープン通信網契約につき1人に限りません。

(第1種CTC総合オープン通信網契約申込の方法)

第10条 第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(1) CTC総合オープン通信網サービスの種類

(2) 第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等

(3) 相互接続点の所在場所(当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線(当社が別に指定する電気通信回線に限ります。))を使用する場合を除きます。)

(4) その他社接続回線に係る協定事業者の電気通信サービスの種類、品目及び通信若しくは保守の態様による細目、区間並びに協定事業者の氏名又は名称(当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用する場合を除きます。)

(5) 端末回線の終端の設置場所(端末回線を使用する場合に限ります。)

(6) その他第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(第1種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾)

第11条 当社は、第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあった第1種CTC総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者がCTC総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他社接続回線とCTC総合オープン通信網との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) 第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者が第36条(CTC総合オープン通信網サービスの利用停止)の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用停止をされている、又は当社が行うCTC総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) 第55条(利用に係る総合オープン通信網契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(7) その申込みを承諾することにより、この約款又はその申込みに係るCTC総合オープン通信網と相互に接続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款等の規定に反することとなるとき、又はそのおそれがあるとき。

(8) その他第1種CTC総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末回線の終端)

第12条 当社は、端局（第1種契約者との協議により当社が指定した端局とします。）と同一の構内、同一の建物内又は同一の地域内の第1種契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 前項の地点は、第1種契約者との協議により当社が定めます。

(端末回線の収容)

第13条 端末回線は、その端末回線の終端のある場所に基づき当社が指定する端局に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、端末回線を収容する端局を変更することがあります。

(第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更)

第14条 第1種契約者は、第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線又は端末回線の移転)

第15条 第1種契約者は、加入契約回線又は端末回線の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(他社接続回線との接続)

第16条 当社は、第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをしたときは、第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者又は第1種契約者から指定のあった相互接続点を介して、指定のあった他社接続回線と総合オープン通信網との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第17条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、その第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（第1種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断)

第18条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断（当該第1種CTC総合オープン通信網契約に基づいて利用する第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡)

第19条 第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権（第1種契約者が第1種CTC総合オープン通信網契約に基づいて第1種CTC総合オープン通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定により第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権を譲り受けようとするものが第1種CTC総合オープン通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (2) その他第1種CTC総合オープン通信網サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第1種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第1種契約者が行う第1種CTC総合オープン通信網契約の解除)

第20条 第1種契約者は、第1種CTC総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種CTC総合オープン通信網契約の解除)

第21条 当社は、第36条（CTC総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用停止をされた第1種契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第1種CTC総合オープン通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第1種契約者が第36条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、CTC総合オープン通信網サービスの利用停止をしないでその第1種CTC総合オープン通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第1種CTC総合オープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第22条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第10条（第1種CTC総合オープン通信網契約申込の方法）第6号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第23条 第1種CTC総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第2節 第2種CTC総合オープン通信網契約

(第2種CTC総合オープン通信網契約申込の方法)

第24条 第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) CTC総合オープン通信網サービスの種類
- (2) 第2種CTC総合オープン通信網サービスの品目等
- (3) 取扱所交換設備の所在場所
- (4) 当社契約者回線の終端の設置場所
- (5) その他第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みの内容を特定するための事項

(契約の単位)

第25条 当社は、当社契約者回線1回線ごとに1の第2種CTC総合オープン通信網契約を締結します。この場合において、第2種契約者は、1の第2種CTC総合オープン通信網契約につき1人に限りません。

(第2種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾)

第26条 当社は、第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった第2種CTC総合オープン通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者がCTC総合オープン通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者が第36条（CTC総合オープン通信網サービスの利用停止）の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用停止をされている、又は当社が行うCTC総合オープン通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他第2種CTC総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（その他の契約内容の変更）

第27条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第24条（第2種CTC総合オープン通信網契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（当社契約者回線の終端）

第28条 当社は、サービス取扱局（第2種契約者との協議により当社が指定したサービス取扱局とします。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 前項の地点は、第2種契約者との協議により当社が定めます。

（当社契約者回線の収容）

第29条 当社契約者回線は、その当社契約者回線の終端のあるサービス取扱局の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社契約者回線を収容するサービス取扱局を変更することがあります。

（当社契約者回線の移転）

第30条 第2種契約者は、当社契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第26条（第2種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第31条 契約の種別、第2種CTC総合オープン通信網サービスの品目の変更、第2種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断、第2種CTC総合オープン通信網サービス利用権の譲渡、第2種契約者が行う第2種CTC総合オープン通信網契約の解除又は当社が行う第2種CTC総合オープン通信網契約の解除については、第1種CTC総合オープン通信網契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、第2種CTC総合オープン通信網契約に係るその他の提供条件については、別記4及び5に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- （1） 付加機能の提供を請求した契約者が、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （2） 付加機能の提供を請求した契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- （3） 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- （4） 付加機能の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（付加機能の利用の一時中断）

第33条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（付加機能の接続休止）

第34条 当社は、付加機能を提供しているCTC総合オープン通信網サービスの接続休止（第37条（CTC総合オープン通信網サービスの接続休止）第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第37条（CTC総合オープン通信網サービスの接続休止）第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用中止等

(CTC総合オープン通信網サービスの利用中止)

第35条 当社（特定提携事業者を含みます。）は、次の場合には、CTC総合オープン通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社（特定提携事業者を含みます。）の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第38条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第7条（CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(CTC総合オープン通信網サービスの利用停止)

第36条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのCTC総合オープン通信網サービスに係る料金その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社がCTC総合オープン通信網サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのCTC総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第55条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、端末回線又は当社契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 端末回線等又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。
- (5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、CTC総合オープン通信網サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のCTC総合オープン通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかのCTC総合オープン通信網契約において、第55条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのCTC総合オープン通信網契約に係るCTC総合オープン通信網サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

4 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことがCTC総合オープン通信網サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

(CTC総合オープン通信網サービスの接続休止)

第37条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者がCTC総合オープン通信網サービスを全く利用することができなくなったときは、CTC総合オープン通信網サービスの接続休止（CTC総合オープン通信網サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じと

します。)を行います。ただし、そのCTC総合オープン通信網サービスについて、契約者からCTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又はCTC総合オープン通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定によりCTC総合オープン通信網サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのCTC総合オープン通信網サービスに係るCTC総合オープン通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを契約者にお知らせします。

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第38条 当社（特定提携事業者を含みます。この条において同じとします。）は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている加入契約回線等（加入契約回線にあっては、その加入契約回線と相互に接続する他社接続回線又は端末回線とします。）であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記17に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第38条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第39条 契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、CTC総合オープン通信網サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はCTC総合オープン通信網サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、CTC総合オープン通信網サービスに係る通信を行うことはできません。

第8章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第40条 契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関して、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。
 - 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うサービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第41条 当社が提供するCTC総合オープン通信網サービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料))に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料))に定める料金をいいます。以下同じとします。))とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するCTC総合オープン通信網サービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表第3(工事費))に定める工事費をいいます。以下同じとします。))とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第42条 契約者は、そのCTC総合オープン通信網契約に基づいて当社がCTC総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算してCTC総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、当社が提供するCTC総合オープン通信網サービスの態様に依りて、定額利用料(料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料))に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。))の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりCTC総合オープン通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、CTC総合オープン通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態(CTC総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄までに該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社(特定提携事業者を含みます。)の故意又は重大な過失により、そのCTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 加入契約回線等、端末回線等若しくは他社接続回線の移転、他社接続回線接続変更又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、CTC総合オープン通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により、CTC総合オープン通信網サービスを利用しなかった場合であって、CTC総合オープン通信網サービスに係る電気通信設備等を保留したときを	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

除きます。)	
4 CTC総合オープン通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

- 3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、CTC総合オープン通信網サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。
- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（その他社接続回線又は加入契約回線等による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のCTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

- 4 前3項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

- 第43条 契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのCTC総合オープン通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

- 第44条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第45条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第47条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するCTC総合オープン通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

第10章 最低利用期間

(最低利用期間)

第48条 C T C総合オープン通信網サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がC T C総合オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区 分	最低利用期間
第1種C T C総合オープン通信網サービス	1年間
第2種C T C総合オープン通信網サービス	1年間

3 契約者は、当社が特に認めた場合を除き前項の最低利用期間内にC T C総合オープン通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

(1) C T C総合オープン通信網契約の解除と同時に新たにC T C総合オープン通信網契約の締結を行う場合

(2) その他当社が認めた場合

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第49条 契約者は、その端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第50条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線等、当社契約者回線又は他社接続回線に接続されている場合であって、CTC総合オープン通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第51条 当社は、当社（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第38条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- 第52条 当社は、CTC総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社（特定事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのCTC総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態（当該CTC総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合、本邦のケーブル陸揚局若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信設備における障害によりそのCTC総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。
- 2 第1項の場合において、当社は、CTC総合オープン通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該CTC総合オープン通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- (1) 料金表第1（基本利用料）、料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料
- 3 当社は、CTC総合オープン通信網サービスを提供すべき場合において、当社（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前的実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第53条 当社は、CTC総合オープン通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第55条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がCTC総合オープン通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がCTC総合オープン通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がCTC総合オープン通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 第CTC総合オープン通信網サービスに係る加入契約回線等と料金表第2（付加機能利用料）に定めるバックアップサービスに係る予備の加入契約回線等を同時に使用して通信を行わないこと。
 - (6) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ること。
 - (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、CTC総合オープン通信網サービスを利用しないこと。
- 2 当社は、契約者の行為が別記6に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第7号の義務に違反したものとみなします。
- 3 契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第56条 契約者は、端末回線等又は当社契約者回線をCTCオープン通信網契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、端末回線等又は当社契約者回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その端末回線等又は当社契約者回線に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その端末回線等又は当社契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第49条（契約者の維持責任）
 - イ 第50条（契約者の切分責任）
 - ウ 別記の8（自営端末の設備の接続）
 - エ 別記の9（自営端末設備に異常がある場合の検査）
 - オ 別記の10（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記の11（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等)

第57条 契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

(契約者からの通知)

第58条 契約者は、利用する他社接続回線について、協定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める異動があったときは、その内容について、速やかに契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社接続回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 他社接続回線に係る契約の解除
- (3) 他社接続回線に係る品目等の変更その他の変更

(契約者の氏名等の通知)

第59条 当社は、協定事業者から要請があったときは、契約者（その協定事業者とCTC総合オープン通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第60条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(注意喚起)

第60条の2 当社（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）第14条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、その電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

第60条の3 当社（特定事業者を含みます。以下この条において同じとします。）は、当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めするために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

2 当社は、当社又は契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。

3 前2項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第61条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第62条 当社は、契約者（第1種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(協定事業者によるCTC総合オープン通信網サービスに係る料金の回収代行)

第63条 当社は、当社がこの約款の規定により契約者に請求することとしたCTC総合オープン通信網サービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者に支払わないときは、当社は、その契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(CTC総合オープン通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第64条 CTC総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、CTC総合オープン通信網サービスを利用するうえで参考となる別記16の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に関する事項)

第65条 CTC総合オープン通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記8から12までに定めるところによります。

(閲覧)

第66条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第67条 CTC総合オープン通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記13に定めるところによります。

別記

1 CTC総合オープン通信網サービスの提供区間

当社のCTC総合オープン通信網サービスは、下表の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
第1種CTC総合オープン通信網サービス	(1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。）(2) 端末回線の終端相互間（1の端末回線の終端に終始する場合があります。） (3) 相互接続点と端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 (4) 端末回線の終端とアクセスポイント、特定装置、当社契約者回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 (5) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） (6) アクセスポイントと特定装置、当社契約者回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間
第2種CTC総合オープン通信網サービス	(1) 当社契約者回線の終端相互間（1の当社契約者回線の終端に終始する場合があります。） (2) 当社契約者回線の終端と相互接続点、端末回線の終端、アクセスポイント、特定装置、NSPIXPとの接続点又は分界点との間

2 削除

3 削除

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6 契約者の禁止行為

契約者は、CTC総合オープン通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) C T C総合オープン通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) その他法令に違反する行為
- (14) (1)から(13)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

7 契約者からの端末回線等又は当社契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その端末回線等又は当社契約者回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がC T C総合オープン通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、端末回線、当社契約者回線又は他社接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱

います。

- (7) 契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を端末回線等又は当社契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その端末回線又は当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線又は当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線又は当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）又はJPRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合において、契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第4（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるものに限ります。）を利用している場合は、当社が

別に定めるところにより、料金表第4（附帯サービスに関する料金等）に定める手数料を支払っていただきます。

14 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、CTC総合オープン通信網契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、CTC総合オープン通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

15 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 CTC総合オープン通信網サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 加入契約回線と相互に接続する特定他社接続回線（特定事業者の高速イーサネット専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス又はイーサネット網サービスに係るものに限ります。）の料金又は工事に関する費用（特定事業者の専用サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット網サービス又はイーサネット網サービスに関する契約約款等の規定により、特定事業者が設定する料金又は工事に関する費用を除きます。以下「特定料金等」といいます。）は、当社が設定するものとします。

(注) 1の「特定事業者」は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、北海道総合通信網株式会社、株式会社トークネット、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社QNet、OTNet株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社又は当社（当社が別に定めるアクセス回線であるときに限ります。）とします。

2 削除

- 3 特定料金等は、特定提携事業者の専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に定めるところによります。この場合において、特定他社接続回線の種類、品目及び通信又は保守の態様による細目は、専用サービスに係る契約約款等又はイーサネット通信サービスに係る契約約款等に定めるところによります。
- 4 CTC総合オープン通信網サービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款及び料金表の規定にかかわらず、CTC総合オープン通信網サービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 5 4の場合において、その料金を設定した協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款及び料金表の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

(料金の計算方法)

- 6 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）は、料金月に従って計算します。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 8 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 9 当社は、料金その他の計算については、この約款に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(月額料金の日割)

- 10 当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 料金月の初日以外の日によりCTC総合オープン通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日によりCTC総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 料金表第1（基本利用料）に定めるプランの変更があったとき。
 - オ 第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - カ 料金月の初日にCTC総合オープン通信網サービスの提供を開始し、その日にそのCTC総合オープン通信網契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - キ 起算日の変更があったとき。
- 11 10の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定

に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 12 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 13 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 14 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- 15 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(料金の一括後払い)

- 16 当社は、17の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 17 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 17の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 18 第42条(定額利用料の支払義務)及び第43条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 20 C T C総合オープン通信網サービスには、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。

- 21 契約者は、以下に該当する場合を除き最低利用期間内にC T C総合オープン通信網契約の解除があった場合は、第42条(定額利用料の支払義務)及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料(第1種C T C総合オープン通信網サービス及び第2種C T C総合オープン通信網サービスについては、加算額の部分に係るものを除きます。)の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(1) C T C総合オープン通信網契約の解除と同時に新たにC T C総合オープン通信網契約の締結を行う場合

(2) その他当社が認めた場合

(特定料金等に関するその他の取扱い)

- 22 特定料金等に関するその他の取扱い(最低利用期間及び責任の制限を含みます。)は、KDDI株式会社の専用サービスに係る契約約款等又はKDDI株式会社のイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するところによります。ただし、特定他社接続回線について、料金表第1(基本利用料)にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところにより、KDDI株式会社の専用サービスに係る契約約款等又はKDDI株式会社のイーサネット通信サービスに係る契約約款等の適用はないものとします。
- 23 契約者は、特定料金等の適用に関しては、特定提携事業者の専用サービスに係る契約約款等に規定する専用契約者又は特定提携事業者のイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定するイーサネット通信契約者とみなします。

第1 基本利用料

1 第1種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第32条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																																				
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <p>ア 削除 イ 削除 ウ LAN型に係る品目</p> <p>(ア) 10BASE-T接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.5Mb/s</td><td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Mb/s</td><td>1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Mb/s</td><td>2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>3Mb/s</td><td>3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>4Mb/s</td><td>4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Mb/s</td><td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>6Mb/s</td><td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>7Mb/s</td><td>7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>8Mb/s</td><td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>9Mb/s</td><td>9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Mb/s</td><td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 (2) 欄に規定するタイプI（0.5Mb/s、1Mb/sの品目を除きます。）は、1Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。以下（ウ）までにおいて同じとします。</p> <p>(イ) 100BASE-TX接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20Mb/s</td><td>20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>30Mb/s</td><td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>40Mb/s</td><td>40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>50Mb/s</td><td>50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>60Mb/s</td><td>60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>70Mb/s</td><td>70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>80Mb/s</td><td>80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>90Mb/s</td><td>90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 (2) 欄に規定するタイプIIは、20Mb/sから100Mb/sの品目については5Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。</p> <p>(ウ) 1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>200Mb/s</td><td>200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																																			
	0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	1Mb/s	1メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	2Mb/s	2メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	3Mb/s	3メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	4Mb/s	4メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	品 目	内 容																																																			
	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
70Mb/s	70メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
80Mb/s	80メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
90Mb/s	90メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
品 目	内 容																																																				
200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				

	<table border="1"> <tr><td>500Mb/s</td><td>500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1000Mb/s</td><td>1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </table> <p>(エ) 10GBASE-LR接続のもの</p> <table border="1"> <tr><th>品目</th><th>内 容</th></tr> <tr><td>10Gb/s</td><td>10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> </table>	500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品目	内 容	10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
品目	内 容																
10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																
(2) タイプに係る料金の適用	<p>当社は、第1種CTC総合オープン通信網サービス（(3)欄に定めるプランIのものに限ります。）に係る基本利用料を適用するにあたり、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <tr><th>品目</th><th>内 容</th></tr> <tr><td>タイプI</td><td>第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの</td></tr> <tr><td>タイプII</td><td>第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 削除 削除 LAN型（タイプIIのものに限ります。）は、200Mb/sから1000Mb/sの品目については提供しません。 タイプの変更は、できないものとします。 	品目	内 容	タイプI	第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの	タイプII	第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの										
品目	内 容																
タイプI	第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの																
タイプII	第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの																
(3) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr><td>プランI</td><td>基本利用料が定額利用料からなるもの</td></tr> </table>	区 分	内 容	プランI	基本利用料が定額利用料からなるもの												
区 分	内 容																
プランI	基本利用料が定額利用料からなるもの																
(4) 長期継続利用に係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は、第1種契約者から、第1種CTC総合オープン通信網契約に係る加入契約回線（イーサネット回線を含みます。以下この欄において同じとします。）について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、(2)（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。</p> <table border="1"> <tr><th>継続して利用する期間</th><th>基本利用料の減額（月額）</th></tr> <tr><td>3年間</td><td>(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額</td></tr> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第1種CTC総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その加入契約回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る加入契約回線について、第1種CTC総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止し</p>	継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）	3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額												
継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）																
3年間	(2)（料金額）に規定する額に0.1を乗じて得た額																

	<p>ます。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第1種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、その廃止が、当社又は第1種契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものおよび以下に該当する場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) 第1種CTC総合オープン通信網契約の解除と同時に新たにCTC総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p>		
<p>(5) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種契約者（タイプIのものに限ります。以下(8)欄までにおいて同じとします。）の責めによらない理由により、その第1種CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態（その第1種CTC総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第50条（契約者の切分責任）の規定により、その第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月におけるその第1種CTC総合オープン通信網サービスの基本利用料（その第1種CTC総合オープン通信網サービスが特定他社接続回線を使用して行うもの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）に係る料金の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定(第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額。（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第42条（定額利用料の支払義務）第2項及び第3項の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第35条（CTC総合オープン通信網サービスの利用中止）第1項各号の規定により第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第1種契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第36条（CTC総合オープン通信網サービスの利用停止）第1項各号の規定により第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。</p> <p>(ウ) 第37条（CTC総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により第1種CTC総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。</p> <p>(エ) その第1種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたものとき。</p> <p>① 別に定める第1種CTC総合オープン通信網サービスの提供区間</p> <p>② 特定他社接続回線に係る区間</p> <table border="1" data-bbox="539 2000 1453 2033"> <tr> <td data-bbox="539 2000 1094 2033">全く利用できない状態が連続した時間</td> <td data-bbox="1094 2000 1453 2033">料金返還率</td> </tr> </table>	全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率		

	<table border="1"> <tr> <td>15分以上1時間未満</td> <td>1 / 30</td> </tr> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>1 / 15</td> </tr> <tr> <td>2時間以上3時間未満</td> <td>1 / 10</td> </tr> <tr> <td>3時間以上4時間未満</td> <td>2 / 15</td> </tr> <tr> <td>4時間以上5時間未満</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td>5時間以上6時間未満</td> <td>1 / 5</td> </tr> <tr> <td>6時間以上72時間未満</td> <td>3 / 7</td> </tr> <tr> <td>72時間以上</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第1種CTC総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において通則10に規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その第1種CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還と(6)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>	15分以上1時間未満	1 / 30	1時間以上2時間未満	1 / 15	2時間以上3時間未満	1 / 10	3時間以上4時間未満	2 / 15	4時間以上5時間未満	1 / 6	5時間以上6時間未満	1 / 5	6時間以上72時間未満	3 / 7	72時間以上	1
15分以上1時間未満	1 / 30																
1時間以上2時間未満	1 / 15																
2時間以上3時間未満	1 / 10																
3時間以上4時間未満	2 / 15																
4時間以上5時間未満	1 / 6																
5時間以上6時間未満	1 / 5																
6時間以上72時間未満	3 / 7																
72時間以上	1																
(6) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第1種CTC総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第1種契約者に返還します。ただし、その第1種CTC総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提供区間</th> <th>遅延時間の平均時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td>25ミリ秒</td> </tr> <tr> <td>当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間</td> <td>130ミリ秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、(5)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>	提供区間	遅延時間の平均時間	当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒										
提供区間	遅延時間の平均時間																
当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒																
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒																
(7) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第1種CTC総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第1種契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第1種契約者と</p>																

	<p>の協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。) に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料（その第1種CTC総合オープン通信網サービスが特定他社接続回線を使用して行うもの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。）の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第1種CTC総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第1種CTC総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において通則10の規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種契約者に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、(5)欄、(6)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>						
<p>(8) サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第1種CTC総合オープン通信網サービスの基本利用料の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第1種契約者に返還します。ただし、その第1種CTC総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="539 1854 1453 2007"> <thead> <tr> <th>提供区間</th> <th>平均パケット損失率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (5)欄から(8)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金</p>	提供区間	平均パケット損失率	当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%
提供区間	平均パケット損失率						
当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%						
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%						

	月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。
(9) 品目を変更した場合の料金の取扱い	第1種契約者が第1種CTC総合オープン通信網契約の品目を30日以内に2回変更をした場合の利用料は次のとおりとします。 1回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1回目の変更から2回目の変更までの期間の1日あたりの料金は、月額料金の10分の1とします。

(2) 料金額

ア LAN型

(ア) タイプIのもの及びタイプIIのもの

① ②以外

定額利用料

1加入契約回線ごとに月額

区 分	料金額	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
0.5Mb/s	196,000円(215,600円)	146,000円(160,600円)
1Mb/s	212,000円(233,200円)	162,000円(178,200円)
2Mb/s	244,000円(268,400円)	194,000円(213,400円)
3Mb/s	276,000円(303,600円)	226,000円(248,600円)
4Mb/s	308,000円(338,800円)	258,000円(283,800円)
5Mb/s	340,000円(374,000円)	290,000円(319,000円)
6Mb/s	372,000円(409,200円)	322,000円(354,200円)
7Mb/s	404,000円(444,400円)	354,000円(389,400円)
8Mb/s	436,000円(479,600円)	386,000円(424,600円)
9Mb/s	468,000円(514,800円)	418,000円(459,800円)
10Mb/s	500,000円(550,000円)	450,000円(495,000円)
20Mb/s	767,000円(843,700円)	597,000円(656,700円)
30Mb/s	1,027,000円(1,129,700円)	857,000円(942,700円)
40Mb/s	1,287,000円(1,415,700円)	1,117,000円(1,228,700円)
50Mb/s	1,547,000円(1,701,700円)	1,377,000円(1,514,700円)
60Mb/s	1,787,000円(1,965,700円)	1,617,000円(1,778,700円)
70Mb/s	2,027,000円(2,229,700円)	1,857,000円(2,042,700円)
80Mb/s	2,267,000円(2,493,700円)	2,097,000円(2,306,700円)
90Mb/s	2,507,000円(2,757,700円)	2,337,000円(2,570,700円)
100Mb/s	2,747,000円(3,021,700円)	2,577,000円(2,834,700円)
200Mb/s	4,400,000円(4,840,000円)	3,530,000円(3,883,000円)
300Mb/s	5,900,000円(6,490,000円)	5,030,000円(5,533,000円)
400Mb/s	7,400,000円(8,140,000円)	6,530,000円(7,183,000円)
500Mb/s	8,900,000円(9,790,000円)	8,030,000円(8,833,000円)
600Mb/s	10,400,000円(11,440,000円)	9,530,000円(10,483,000円)
700Mb/s	11,900,000円(13,090,000円)	11,030,000円(12,133,000円)
800Mb/s	13,400,000円(14,740,000円)	12,530,000円(13,783,000円)
900Mb/s	14,900,000円(16,390,000円)	14,030,000円(15,433,000円)
1000Mb/s	16,400,000円(18,040,000円)	15,530,000円(17,083,000円)

- ② 当社又は特定提携事業者が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分	料金額	
	イーサネット回線を使用するもの	イーサネット回線以外の電気通信回線を使用するもの
100Mb/s	890,000円(979,000円)	640,000円(704,000円)
1000Mb/s	2,510,000円(2,761,000円)	1,640,000円(1,804,000円)

2 第2種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る基本利用料の適用については、第42条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																																				
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。</p> <p>ア 10BASE-T接続又は10BASE-FL接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1メガビット秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2メガビット秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3メガビット秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4メガビット秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5メガビット秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信は、相互接続点、端末回線の終端、当社契約者回線の終端、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点の間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、端局、取扱所交換設備、アクセスポイント、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。以下イにおいて同じとします。</p> <p>2 第2種契約者（1Mb/sの品目に係る第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る者を除きます。）は、1Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。以下エまでにおいて同じとします。</p> <p>イ 100BASE-TX接続又は100BASE-FX接続のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>15Mb/s</td> <td>15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>25Mb/s</td> <td>25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>35Mb/s</td> <td>35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>45Mb/s</td> <td>45メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>55Mb/s</td> <td>55メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>60Mb/s</td> <td>60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>65Mb/s</td> <td>65メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>この表の(2)欄に規定するタイプⅡは、5Mb/sごとに符号伝送速度に係る上限値を設定することができます。</p>	品 目	内 容	1Mb/s	1メガビット秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット秒の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット秒の符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4メガビット秒の符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	15Mb/s	15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	25Mb/s	25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	45Mb/s	45メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	55Mb/s	55メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	65Mb/s	65メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																																			
	1Mb/s	1メガビット秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	2Mb/s	2メガビット秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	3Mb/s	3メガビット秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	4Mb/s	4メガビット秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	5Mb/s	5メガビット秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	品 目	内 容																																																			
	5Mb/s	5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	6Mb/s	6メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	7Mb/s	7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	8Mb/s	8メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	9Mb/s	9メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	15Mb/s	15メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	20Mb/s	20メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	25Mb/s	25メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	30Mb/s	30メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	35Mb/s	35メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	40Mb/s	40メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	45Mb/s	45メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
	50Mb/s	50メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																			
55Mb/s	55メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
60Mb/s	60メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
65Mb/s	65メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																				

ウ 1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの

品 目	内 容
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
150Mb/s	150メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
250Mb/s	250メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
350Mb/s	350メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
450Mb/s	450メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
550Mb/s	550メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
650Mb/s	650メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
750Mb/s	750メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
850Mb/s	850メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
950Mb/s	950メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

エ 10GBASE-LR接続のもの

品 目	内 容
10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(2) タイプに係る料金の適用

当社は、第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。

品 目	内 容
タイプⅠ	第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの
タイプⅡ	第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る通信をIPv4/IPv6デュアルスタック機能により提供するもの

備考

タイプの変更は、できないものとします。

(3) プランに係る料金の適用

ア 当社は、第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。

品 目	内 容
プランⅠ	基本利用料が定額利用料からなるもの

(4) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第2種契約者から、第2種CTC総合オープン通信網契約に係る当社契約者回線について、下表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本利用料については、(2)（料金額）に規定する額から下表に規定する額を減額して得た額を適用します。

継続して利用する期間	基本利用料の減額（月額）
------------	--------------

	3年間	(2) (料金額) に規定する額に 0.1 を乗じて得た額
(5) サービス品質 (故障回復時間) に係る料金の適用	<p>イ 長期継続利用に係る基本利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日 (第2種CTC総合オープン通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その当社契約者回線の提供を開始した日) から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本利用料の適用の対象となる期間 (以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。) には、第2種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る当社契約者回線について、第2種CTC総合オープン通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、その旨を当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、残余の期間に対応する廃止前の定額利用料に0.35を乗じて得た額を当社が別に定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、その廃止が、当社又は第2種契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものおよび以下に該当する場合にはこの限りではありません。</p> <p>(ア) 第2種CTC総合オープン通信網契約の解除と同時に新たにCTC総合オープン通信網契約の締結を行う場合</p> <p>(イ) その他当社が認めた場合</p> <p>ア 当社は、第2種契約者の責めによらない理由により、その第2種CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態 (その第2種CTC総合オープン通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。) が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻 (第50条 (契約者の切分責任) の規定により、その第2種契約者が当社に修理の請求をした時刻 (その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。) とします。) から起算して15分以上その状態が連続したときは、その料金月における第2種CTC総合オープン通信網サービスの基本利用料 (その第7種総合オープン通信網サービスが特定他社接続回線を使用して行うもの場合は、その特定他社接続回線に係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。) の額 ((1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定 (第32条 (定額利用料の支払義務) 第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。) による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。) に、下表に規定する料金返還率を乗じて得た額 (以下「故障回復時間返還料金額」といいます。) を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 第35条 (CTC総合オープン通信網サービスの利用中止) 第1項各号の規定により第2種CTC総合オープン通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第2種契約者に通知したとき。</p> <p>(イ) 第36条 (CTC総合オープン通信網サービスの利用停止) 第1項各号の規定により第2種CTC総合オープン通信網サービスの利用を停止したとき。</p>	

(ウ) 第37条（CTC総合オープン通信網サービスの接続休止）の規定により第2種CTC総合オープン通信網サービスについて接続休止としたとき。

(エ) その第2種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたものとき。

- ①別に定める第2種CTC総合オープン通信網サービスの提供区間
- ②特定他社接続回線に係る区間

全く利用できない状態が連続した時間	料金返還率
15分以上1時間未満	1 / 30
1時間以上2時間未満	1 / 15
2時間以上3時間未満	1 / 10
3時間以上4時間未満	2 / 15
4時間以上5時間未満	1 / 6
5時間以上6時間未満	1 / 5
6時間以上72時間未満	3 / 7
72時間以上	1

イ 当社は、アの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第2種CTC総合オープン通信網契約に係る基本利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において通則10の規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限り、）の額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

ウ アの場合において、その第2種CTC総合オープン通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還と(6)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。

(6) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用

ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第2種CTC総合オープン通信網サービスの定額利用料の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第2種契約者に返還します。

ただし、その第2種CTC総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。

提供区間	遅延時間の平均時間
当社が別に定める本邦内の提供区間	25ミリ秒
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	130ミリ秒

	<p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、(5)欄、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(7) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社の設置した第2種CTC総合オープン通信網契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、第2種契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第2種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社と第2種契約者との協議により定めたものに限り、以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における基本利用料の額（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第2種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第2種CTC総合オープン通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、その料金月におけるその第2種CTC総合オープン通信網契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において通則10の規定（第32条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に限り、以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>ウ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第2種契約者に通知しなかった場合が1の料金月において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、(5)欄、(6)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(8)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(8) サービス品質（パケット損失率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、下表に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定したパケット損失率（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。）の料金月単位での平均パケット損失率が、下表に規定する時間を超えた場合は、その料金月における第2種CTC総合オープン通信網サービスの定額利用料（(1)欄から(4)欄までの適用又は通則10の規定（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号及び第3項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「パケット損失率返還料金額」といいます。）をその第2種契約者に返還します。ただし、その第2種CTC総合オープン通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、</p>

	<p>利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="552 224 1461 376"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 224 1139 264">提供区間</th> <th data-bbox="1139 224 1461 264">平均パケット損失率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 264 1139 304">当社が別に定める本邦内の提供区間</td> <td data-bbox="1139 264 1461 304">0.3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 304 1139 376">当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間</td> <td data-bbox="1139 304 1461 376">0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (5) 欄から (8) 欄までの規定による料金の返還のいずれかを 1 の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	提供区間	平均パケット損失率	当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%	当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%
提供区間	平均パケット損失率						
当社が別に定める本邦内の提供区間	0.3%						
当社が別に定める本邦内とアメリカ合衆国内との間の提供区間	0.3%						
(9) 品目を変更した場合の料金の取扱い	<p>第 2 種契約者が第 2 種 C T C 総合オープン通信網契約の品目を 30 日以内に 2 回変更をした場合の利用料は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="552 631 1461 741"> <tr> <td data-bbox="552 631 1461 741">1 回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1 回目の変更から 2 回目の変更までの期間の 1 日あたりの料金は、月額料の 10 分の 1 とします。</td> </tr> </table>	1 回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1 回目の変更から 2 回目の変更までの期間の 1 日あたりの料金は、月額料の 10 分の 1 とします。					
1 回目の変更以前の品目以下に変更した場合には、1 回目の変更から 2 回目の変更までの期間の 1 日あたりの料金は、月額料の 10 分の 1 とします。							

(2) 料金額

ア プランIのもの

① ②以外

a 10BASE-T又は10BASE-FL接続のもの

定額利用料

1当社契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
1Mb/s	70,000円(77,000円)
2Mb/s	140,000円(154,000円)
3Mb/s	210,000円(231,000円)
4Mb/s	280,000円(308,000円)
5Mb/s	350,000円(385,000円)
10Mb/s	420,000円(462,000円)

b 100BASE-TX接続又は100BASE-FX接続のもの

定額利用料

1当社契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
5Mb/s	400,000円(440,000円)
6Mb/s	460,000円(506,000円)
7Mb/s	520,000円(572,000円)
8Mb/s	580,000円(638,000円)
9Mb/s	640,000円(704,000円)
10Mb/s	700,000円(770,000円)
15Mb/s	800,000円(880,000円)
20Mb/s	900,000円(990,000円)
25Mb/s	1,000,000円(1,100,000円)
30Mb/s	1,100,000円(1,210,000円)
35Mb/s	1,200,000円(1,320,000円)
40Mb/s	1,300,000円(1,430,000円)
45Mb/s	1,400,000円(1,540,000円)
50Mb/s	1,500,000円(1,650,000円)
55Mb/s	1,600,000円(1,760,000円)
60Mb/s	1,700,000円(1,870,000円)
65Mb/s	1,800,000円(1,980,000円)
100Mb/s	1,900,000円(2,090,000円)

(c) 1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの

定額利用料

1当社契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
100Mb/s	1,800,000円(1,980,000円)
150Mb/s	2,700,000円(2,970,000円)
200Mb/s	3,600,000円(3,960,000円)
250Mb/s	4,500,000円(4,950,000円)
300Mb/s	5,400,000円(5,940,000円)
350Mb/s	6,300,000円(6,930,000円)
400Mb/s	7,200,000円(7,920,000円)
450Mb/s	8,100,000円(8,910,000円)
500Mb/s	9,000,000円(9,900,000円)
550Mb/s	9,900,000円(10,890,000円)
600Mb/s	10,800,000円(11,880,000円)

650Mb/s	11,700,000円(12,870,000円)
700Mb/s	12,600,000円(13,860,000円)
750Mb/s	13,500,000円(14,850,000円)
800Mb/s	14,400,000円(15,840,000円)
850Mb/s	15,300,000円(16,830,000円)
900Mb/s	16,200,000円(17,820,000円)
950Mb/s	17,100,000円(18,810,000円)
1000Mb/s	18,000,000円(19,800,000円)

- ② 当社又は特定提携事業者が提供する電気通信サービスであって、当社が別に定める契約に係る電気通信設備又は当社が別に定める電気通信事業者との通信のみを可能にするもの

定額利用料

1 当社契約者回線ごとに月額

区 分	料金額
100Mb/s	640,000円(704,000円)
1000Mb/s	1,640,000円(1,804,000円)

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第42条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																				
(1) DDoS対策サービスのプランに係る付加機能利用料の適用	<p>ア 当社は、DDoS対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プランI</td> <td>付加機能利用料が定額利用料からなるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ DDoS対策サービスに係る契約者は、同一の料金月内において1回に限り、アのプランの変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条（第1種CTC総合オープン通信網契約申込の承諾）又は第26条（第2種総合オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	区 分	内 容	プランI	付加機能利用料が定額利用料からなるもの																
区 分	内 容																				
プランI	付加機能利用料が定額利用料からなるもの																				
(2) DDoS対策サービスの品目に係る付加機能利用料の適用	<p>ア 当社は、DDoS対策サービスに係る料金額を適用するにあたって、DDoS対策サービスの利用の請求をした契約者に係るCTC総合オープン通信網サービス又はバックアップサービスIの品目に応じて、下表のとおり、品目を定めます</p> <p>(ア) 総合オープン通信網サービスの品目に応じて定めるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">CTC総合オープン通信網サービスの品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10BASE</td> <td>10BASE-T接続のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BASE</td> <td>100BASE-TX接続のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000BASE</td> <td>1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10GBASE</td> <td>10GBASE-LR接続のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) バックアップサービスIの品目に応じて定めるもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">CTC総合オープン通信網サービスの品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10BASE</td> <td>10Mb/sのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BASE</td> <td>100Mb/sのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000BASE</td> <td>1000Mb/sのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10GBASE</td> <td>10Gb/sのもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	CTC総合オープン通信網サービスの品目	10BASE	10BASE-T接続のもの	100BASE	100BASE-TX接続のもの	1000BASE	1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの	10GBASE	10GBASE-LR接続のもの	品 目	CTC総合オープン通信網サービスの品目	10BASE	10Mb/sのもの	100BASE	100Mb/sのもの	1000BASE	1000Mb/sのもの	10GBASE	10Gb/sのもの
品 目	CTC総合オープン通信網サービスの品目																				
10BASE	10BASE-T接続のもの																				
100BASE	100BASE-TX接続のもの																				
1000BASE	1000BASE-SX接続、1000BASE-LX接続又は1000BASE-ZX接続のもの																				
10GBASE	10GBASE-LR接続のもの																				
品 目	CTC総合オープン通信網サービスの品目																				
10BASE	10Mb/sのもの																				
100BASE	100Mb/sのもの																				
1000BASE	1000Mb/sのもの																				
10GBASE	10Gb/sのもの																				
(3) DDoS対策サービスに係る制御時間の測定	<p>制御時間は、当社が別に定めるところにより、DDoS対策サービスの提供を受ける加入契約回線等に宛てた大量のトラヒックを当社の検知装置（契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラヒックを検知等するために、当社（特定提携事業者を含みます。以下この欄において同じとします。）が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）により検知し、当社の軽減装置（契約者があらかじめ指定した条件に基づき、大量のトラヒックに係るIPパケットを破棄等するために、当社が設置した電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に対して、そのトラヒックに係るIPパケットの破棄等をできる状態（以下「制御状態」といいます。）にするための信号を送出した時刻から起算し、検知装置がその制御状態を解除する信号を軽減装置に送出した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。この場合において、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった制御時間は、月間累積制御時間に含まれません。</p>																				
(4) DDoS対策サービスに係る付加機能利用料の日割	<p>ア 当社は、通則10から11までの定めにかかわらず、次の場合が生じたときに、DDoS対策サービスに係る付加機能利用料をその利用日数に応じて日割します。</p>																				

	<p>(ア) 料金月の初日以外の日にDDoS対策サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日にDDoS対策サービスの廃止があったとき。</p> <p>(ウ) DDoS対策サービスに係るプラン又は品目の変更があったとき。</p> <p>(エ) 第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の左欄又は同条第3項第2号の表の左欄に該当するとき。</p> <p>(オ) 料金月の初日にDDoS対策サービスの提供を開始し、その日にそのDDoS対策サービスの廃止があったとき。</p> <p>イ アの規定による付加機能利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第42条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する定額利用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p>
<p>(4) 最低利用期間内にDDoS対策サービスの廃止があった場合の付加機能利用料の適用</p>	<p>ア DDoS対策サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、DDoS対策サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ DDoS対策サービスに契約者は、最低利用期間内にDDoS対策サービスの廃止があった場合は、第42条（定額利用料の支払義務）及びこの料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額											
ア 第1種CTC総合オープン通信網サービス (LAN型(タイプIのものに限ります。) バ)のものに限ります。以下この欄において ッ 同じとします。)又は第2種CTC総合オ ク ープン通信網サービス(タイプIのものに ア 限ります。以下この欄において同じとしま ッ す。)に係る加入契約回線等(第1種CT プ C総合オープン通信網サービスと一体的に サ 利用する当社又は協定事業者の電気通信サ ー ビスに係る電気通信設備を含みます。)に ビ 障害が生じ、全く利用できない状態が生 ス じた場合に、その第1種契約者又は第2種 I 契約者からの請求により、当社があらかじめ 設置した予備の加入契約回線等を使用して その第1種CTC総合オープン通信網サー ビス又は第2種CTC総合オープン通信 網サービスを利用することができるもの (ア) 10Mb/s(定額利用料) (イ) 100Mb/s(定額利用料) (ウ) 1000Mb/s(定額利用料) (エ) 10Gb/s(定額利用料)	1加入契約者回線 等ごとに月額	135,000円 (148,500円)	25,000円 (27,500円)										
	1加入契約者回線 等ごとに月額	385,000円 (423,500円)	135,000円 (148,500円)										
	1加入契約者回線 等ごとに月額	1,365,000円 (1,501,500円)	495,000円 (544,500円)										
	1加入契約者 回線等ごとに月額	3,395,800円 (3,735,380円)	985,000円 (1,083,500円)										
備考	(ア) 本サービスは、第1種契約者(LAN型(タイプIのものに限ります。))のものに 限ります。)又は第2種契約者(タイプIのものに限ります。)に限り提供します。 (イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めま す。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>			品 目	内 容	10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容												
10Mb/s	10メガビット/秒の符号伝送が可能なもの												
100Mb/s	100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの												
1000Mb/s	1000メガビット/秒の符号伝送が可能なもの												
10Gb/s	10ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの												
	(ウ) 本サービスの品目は、第1種CTC総合オープン通信網サービス又は第2種CTC 総合オープン通信網サービスの品目と同一のものに限ります。												
イ	IPv6トンネリング装置(IPv4対 応設備(IPv4パケットの送受信が可 能な電気通信設備をいいます。以下同じ とします。)とIPv6対応設備(IP v 6パケットの送受信が可能な電気通信 6 設備をいいます。以下同じとします。) ト との間に設置される電気通信設備であっ ン て、IPv6パケットをIPv4パケッ ネ トに格納し、又は格納されたIPv6パ												

リングサービス	<p>ケットをIPv4パケットから抽出する機能を有するものをいいます。以下同じとします。)により、IPv4対応設備を介してIPv6パケットに係る通信を行うことができるもの</p> <p>(ア) 第1種CTC総合オープン通信網サービス(タイプIのものに限ります。)に係るもの(定額利用料)</p> <p>① 削除</p> <p>② LAN型のもの</p> <p>a 0.5Mb/sから10Mb/sまでのもの</p> <p>b 20Mb/sから100Mb/sまでのもの</p> <p>c 200Mb/sから1000Mb/sまでのもの</p> <p>(イ) 第2種CTC総合オープン通信網サービス(タイプIのものに限ります。)に係るもの(定額利用料)</p> <p>① 0.5Mb/sから10Mb/sまでのもの</p> <p>② 20Mb/sから100Mb/sまでのもの</p> <p>③ 200Mb/sから1000Mb/sまでのもの</p>	<p>1 加入契約回線ごとに月額 30,000円(33,000円)</p> <p>1 加入契約回線ごとに月額 50,000円(55,000円)</p> <p>1 加入契約回線ごとに月額 100,000円(110,000円)</p> <p>1 加入契約回線ごとに月額 30,000円(33,000円)</p> <p>1 加入契約回線ごとに月額 50,000円(55,000円)</p> <p>1 加入契約回線ごとに月額 100,000円(110,000円)</p>	<p>30,000円(33,000円)</p> <p>50,000円(55,000円)</p> <p>100,000円(110,000円)</p> <p>30,000円(33,000円)</p> <p>50,000円(55,000円)</p> <p>100,000円(110,000円)</p>
備考	本サービスは、第1種契約者(タイプIのものに限ります。)、第2種契約者(タイプIのものに限ります。)に限り提供します。		
ウェブセキュリティサービス	<p>a. プロキシ型ウイルス対策機能(コンピュータウイルス(当社が別に定めるものに限ります。)が検知されたホームページへのアクセスを、特定提携事業者が設置するプロキシサーバ(契約者による通信開始の要求を中継する機能等を有するサーバ(電気通信設備であって、入力された要求に応じてコンピュータプログラムの実行、情報の保存等の機能を提供する電子計算機をいいます。以下同じとします。))において制限する機能)</p> <p>b. プロキシ型URLフィルタリング機能(特定のホームページへのアクセスを契約者があらかじめ設定した条件に基づき、特定提携事業者が設置するプロキシサーバにおいて制限する機能)</p> <p>c. スпам対策機能(当社が別に定めるメールを検知する機能)</p> <p>d. ファイアウォール機能(契約者が設定したTCP/UDPポート番号以外へのアクセスを防止する機能)</p> <p>e. 不正侵入防御機能(当社が別に定める</p>		

	<p>方式による不正侵入、攻撃を検知しアクセスを防止する機能)</p> <p>f. ワーム対策機能 (当社が別に定めるウイルスなどによる自動感染動作をチェックする。)</p> <p>g. P2P抑止機能 (当社が別に定めるアプリケーションの利用を制限する機能)</p> <p>h. 透過型URLフィルタリング機能 (特定のホームページへのアクセスを網契約者があらかじめ設定した条件に基づき、プロキシサーバを経由することなく制限する機能)</p> <p>プラン1 a. の機能を利用できるもの</p> <p>プラン2 a. bの機能を利用できるもの</p> <p>プラン3 a. c. d. e. f. gの機能を利用できるもの</p> <p>プラン4 a. b. c. d. e. f. g. の機能を利用できるもの</p>	<p>1 の加入契約回線ごとに月額</p> <p>3,000円 (3,300円)</p> <p>1 の加入契約回線ごとに月額</p> <p>23,000円 (25,300円)</p> <p>1 の加入契約回線ごとに月額</p> <p>44,000円 (48,400円)</p> <p>1 の加入契約回線ごとに月額</p> <p>64,000円 (70,400円)</p>	<p>3,000円 (3,300円)</p> <p>23,000円 (25,300円)</p> <p>44,000円 (48,400円)</p> <p>64,000円 (70,400円)</p>
備考	<p>(ア) 当社は、本サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとしてします。</p> <p>(イ) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>		
E D D o S 対 策 サ ー ビ ス	<p>当社が別に定めるところにより、本サービスの利用の請求をした契約者に係る加入契約回線等に宛てた大量のトラフィックを検知した場合に、その契約者があらかじめ指定した方法により当該トラフィックに係るIPパケットを破棄等するもの</p> <p>(ア) プランIのもの (定額利用料)</p> <p>①②以外の加入契約回線等に係るもの</p> <p>a 10BASE</p> <p>b 100BASE</p> <p>c 1000BASE</p> <p>d 10GBASE</p> <p>②バックアップサービスIに係る予備の加入契約回線等に係るもの</p> <p>a 10BASE</p> <p>b 100BASE</p> <p>c 1000BASE</p> <p>d 10GBASE</p>	<p>1 加入契約回線等ごとに</p>	<p>200,000円 (220,000円)</p> <p>400,000円 (440,000円)</p> <p>800,000円 (880,000円)</p> <p>1,600,000 (1,760,000円)</p> <p>20,000円 (22,000円)</p> <p>40,000円 (44,000円)</p> <p>80,000円 (88,000円)</p> <p>16,000円 (17,600円)</p>

備考	<p>(ア) 当社は、そのDDoS対策サービス利用者がバックアップサービスIの提供を受けるときは、そのDDoS対策サービス利用者に係る加入契約回線等とその加入契約回線等に係る予備の加入契約回線等（バックアップサービスIのものに限ります。）について、本サービスを提供するものとします。</p> <p>(エ) 第35条（CTC総合オープン通信網サービスの利用中止）に定めるほか、当社（特定提携事業者を含みます。）は、本サービスに係る電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。</p> <p>(イ) 第35条（CTC総合オープン通信網サービスの利用停止）に定めるほか、当社（特定提携事業者を含みます。）は、別記6（契約者の禁止行為）に反する態様で本サービスが利用されていると認めた場合は、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(ウ) 当社は、（イ）の規定により本サービスの利用の停止をされたDDoS対策サービス利用者が、なおその事実を解消しないときは、そのDDoS対策サービス利用者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>(エ) 当社（特定提携事業者を含みます。）は、本サービスを利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害等、本サービスの利用に伴い発生する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(オ) 当社（特定提携事業者を含みます。）は、DDoS対策サービス利用者があらかじめ指定した条件に基づき、検知装置による大量のトラヒックの検知等、制御状態に係る信号の送出等又はDDoS対策サービス利用者に係る加入契約回線等からの不正なトラヒック情報（当社が別に定めるものに限ります。）の検知をしたときは、その旨をDDoS対策サービス利用者へ通知します。</p> <p>(カ) 本サービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
----	---

第3 工事費

1 第1種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第1種CTC総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第43条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用											
ア 工事費の適用	工事費は、次の工事ごとに適用します。 (ア) 加入契約回線関連工事 (イ) イーサネット回線関連工事										
イ イーサネット回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費	イーサネット回線に係る基本工事費、回線工事費、屋内配線工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 費 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基本工事費</td> <td>回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線工事費</td> <td>イーサネット回線の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td> <td>当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) イーサネット回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td> </tr> <tr> <td>エ 回線終端装置設置工事費</td> <td>当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	工 事 費 の 適 用	ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。	イ 回線工事費	イーサネット回線の工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) イーサネット回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線	エ 回線終端装置設置工事費	当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
区 分	工 事 費 の 適 用										
ア 基本工事費	回線工事費、屋内配線工事費又は回線終端装置工事費の支払いを要する場合に適用します。										
イ 回線工事費	イーサネット回線の工事を要する場合に適用します。										
ウ 屋内配線工事費	当社が提供する配線設備の工事を要する場合に適用します。 (ア) イーサネット回線の終端からジャック又はローゼットまでの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線										
エ 回線終端装置設置工事費	当社が提供する回線終端装置の工事を要する場合に適用します。										
ウ 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	ア 1の第1種契約者からの申込み又は請求により同時に2以上のイーサネット回線に係る工事を施行する場合は、1のイーサネット回線を除く他のイーサネット回線に係る工事の部分については、基本工事費の支払いを要しません。										
エ 第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線等若しくは端末回線の移転、他社接続回線接続変更又は回線相互接続の場合の工事費の適用	第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、他社接続回線接続変更の場合の工事費は、接続変更先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。ただし、加入契約回線の移転が、第7条（CTC総合オープン通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により当社が相互接続点の所在場所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。										
オ 端末設備の設置等の場合の工事費の適用	端末設備の設置等の場合の工事費は、端末設備の設置に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。										

(2) 工事費の額

ア 加入契約回線関連工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 加入契約回線の設置、第1種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更、加入契約回線の移転又は第1種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付に関する加入契約回線関連工事	1加入契約回線ごとに	3,000円(3,300円)

イ 他社接続回線接続変更に関する相互接続点関連工事	1相互接続点ごとに	3,000円(3,300円)
---------------------------	-----------	----------------

イ イーサネット回線関連工事

区 分	単 位	工事費の額
(ア) 基本工事費	1工事ごとに	2,000円(2,200円)
(イ) 回線工事費	1イーサネット回線の終端ごとに	2,000円(2,200円)
(ウ) 屋内配線工事費	1屋内配線ごとに	40,000円(44,000円)
(エ) 回線終端装置設置工事費	1回線終端装置ごとに	10,000円(11,000円)

2 第2種CTC総合オープン通信網サービスに係るもの

(1) 適用

第2種CTC総合オープン通信網サービスに係る工事費の適用については、第43条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
ア 工事費の適用	工事費は、当社契約者回線ごとに適用します。
イ 第2種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は回線相互接続の場合の工事費の適用	第2種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線相互接続の場合の工事費は、回線相互接続に関する工事について、それぞれ適用します。ただし、当社契約者回線の移転が、第29条（当社契約者回線の収容）第2項の規定により当社が当社契約者回線を収容するサービス取扱所を変更したことに伴うものである場合であって、同時に他の工事を施工しないときは、工事費の支払いを要しません。

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
当社契約者回線の設置、第2種CTC総合オープン通信網サービスの品目等の変更、当社契約者回線の移転又は第2種CTC総合オープン通信網サービスの利用の一時中断若しくは再取付に関する当社契約者回線関連工事	1当社契約者回線ごとに	3,000円(3,300円)

3 付加機能に係るもの

(1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第43条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。

(2) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
ア IPv6トンネリングサービス	1の工事ごとに	3,000円(3,300円)
イ DDoS対策サービス		
(ア) 利用の開始に関する工事		
①②以外の加入契約者回線等に係るもの	1の工事ごとに	200,000円(220,000円)
②バックアップサービスIに係る予備の加入契約回線等に係るもの	1の工事ごとに	40,000円(44,000円)

第4 附帯サービスに関する料金等

1 手数料

(1) 適用

手数料の適用については、別記13（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
手数料の適用	<p>ア APNICが割り当てるIPv6アドレスについては、第1種契約者（タイプIIのものに限ります。）、第2種契約者（タイプIIのものに限ります。）又はIPv6トンネリングサービスに係る契約者に限り、そのIPアドレスv6の申請手続きの代行等を行います。</p> <p>イ 一般トップレベルドメイン名又はJPRSが割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p>

(2) 料金額

ア JPNICが割り当てるIPアドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
IPアドレスの割当てに係るもの		
① IPアドレスの数が255個までのもの	1の申請ごとに	6,000円(6,600円)
② IPアドレスの数が255個を超えるもの	1の申請ごとに	10,000円(11,000円)

イ APNICが割り当てるIPv6アドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円(1,100円)

ウ 一般トップレベルドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
申請手数料	1ドメイン名ごとに	6,000円(6,600円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに 年額	4,600円(5,060円)

エ JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円(6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円(33,000円)
指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	3,000円(3,300円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに 年額	3,600円(3,960円)

料金表別表 削除

別表

1 CTC総合オープン通信網サービスにおける基本的な技術的事項

区別	規格
1 第1種CTC総合オープン通信網サービス（LAN型に係るイーサネット回線を使用する場合があります。）区別	
10BASE-T接続のもの	IEEE802.3 10BASE-T標準
100BASE-T接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-T標準
1000BASE-SX接続のもの	IEEE802.3z 100BASE-SX標準
1000BASE-LX接続のもの	IEEE802.3z 100BASE-LX標準

2 第2種CTC総合オープン通信網サービス

区別	規格
10BASE-T接続のもの	IEEE802.3 10BASE-T標準
10BASE-FL接続のもの	IEEE802.3 10BASE-FL標準
100BASE-FX接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-FX標準
100BASE-T接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-T標準
1000BASE-SX接続のもの	IEEE802.3z 100BASE-SX標準
1000BASE-LX接続のもの	IEEE802.3z 100BASE-LX標準
10GBASE-LR接続のもの	IEEE802.3ae 10GBASE-LR標準

附則

(実施期日)

この約款は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、平成26年1月31日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改定規定は、平成26年11月1日から実施します。

平成26年11月1日から品目における、高速デジタル型及びATM型の契約の新規申込受付は行いません。

(経過措置)

2 この改定規定の実施の際現に、改定前の規定により提供されているサービスの提供条件については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

この約款は、平成29年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、2021年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、2023年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この約款は、2024年4月1日から実施します。